

国による特別定額給付金（仮称）事業等に関するお知らせ

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）により、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うことを目的とした、特別定額給付金（仮称）事業の実施が予定されています。

特別定額給付金（仮称）事業（概要）

○**基準日（令和2年4月27日）**において、住民登録を行っている者を給付対象者、その者の属する世帯の世帯主を受給権者とし、給付対象者1人につき10万円を給付する予定です。

- ・自分がどこで住民登録を行っているか（住民票がどこにあるか）確認してください。
- ・特に下宿生等で、引越前の市区町村に転出届を提出し、引越先の市区町村へ転入届を提出していない方は、**4月27日（月）までに**、お住まいの市区町村で至急手続きを行ってください。

○申請は、世帯主が、市区町村から世帯主宛てに郵送された申請書により郵送又はオンライン（マイナンバーカード所持者が利用可能）により行い、給付は原則として申請者本人名義の銀行口座への振込により実施されます。

- ・ご家族と同居の場合…世帯主が申請
- ・下宿等で自分が世帯主となっている場合…自分で申請

※家族と離れて住んでいても、住民票を移していない場合は、家族と同居と同じ扱いになります。

○受付開始日及び給付開始日は市区町村において決定され、申請期限は郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内です。

- 住民登録している市区町村から郵送で案内が届きます。市区町村の手続きにしたがって申請してください。

○在留カードが交付されている（住民登録を行っている）国内在住の**外国人も対象**となります。

- 住民登録をまだ行っていない方は、**4月27日（月）までに**、お住まいの市区町村で至急手続きを行ってください。

○海外留学から帰国し、基準日（令和2年4月27日）において日本に居住している日本人学生等についても、住民票を復活させる手続きを行うことにより、住民登録の復活が基準日より後であっても給付対象者となります。

- お住まいの市区町村で手続きを行ってください。

<詐欺被害注意>

給付金を装った詐欺等の発生が想定されます。

市区町村や総務省などが現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることや、市区町村や総務省などが「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振込みを求めめることは、絶対にありません。注意してください。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000684021.pdf

<新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯の学生の皆さんへ>

○名古屋大学からのお知らせ

http://www.nagoya-u.ac.jp/info/upload_images/20200422_jimu.pdf

<参考：厚生労働省の施策>

○緊急小口資金貸付制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少した世帯に対する緊急小口資金貸付制度です。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12003000/000606493.pdf>

○雇用調整助成金による事業主への雇用維持要請

事業主と雇用関係にある週20時間未満の労働者（パート、アルバイト（学生も含む）等）も対象とする特例措置を実施し、事業主に対し雇用維持を要請しています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000620879.pdf>